

工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領

令和3年12月1日

工 務 管 理 課

(目的)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事請負契約の履行に当たり、工事請負契約約款(平成8年3月29日局長決裁。以下「約款」という。)第10条第3項に規定する現場代理人が工事現場における常駐を要しない期間において、受注者の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務が可能な条件)

第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でないと判断する場合は、この限りでない。

(1) 兼務する工事の一方が稼働していない場合

次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア 兼務が可能な期間については、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 工事の全部の施工を一時中止している期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みである場合

(イ) 兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと判断する場合

イ 兼務が可能な工事については、原則として企業局発注工事とする。ただし、国、県又は市町村等が発注する工事について、当該国、県又は市町村等が兼務を認めており、かつ、企業局が適当と認める場合は、当該国、県又は市町村等の工事と兼務することができるものとする。

ウ 発注者又は監督員と現場代理人とが携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

エ 作業等が実施されておらず、現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

オ おおむね1時間以内に当該工事現場に戻ることできる範囲内に工事現場があること。

(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合

次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

ア それぞれの工事の当初請負金額が、4,500万円未満であること。

イ 兼務が可能な工事については、原則として企業局発注工事とする。ただし、国、県又は市町村等が発注する工事について、当該国、県又は市町村等が兼務を認めており、かつ企業局が適当と認める場合は、当該国、県又は市町村等の工事と兼務することができるものとする。

ウ 兼務できる工事は2件であること(3箇所以上の現場代理人にはなれない。)。

エ 発注者又は監督員と現場代理人とが携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに現場代理人が当該工事現場へ向かうこと。

オ 兼務できる工事は、工事現場の相互の間隔がおおむね1時間以内に移動できる範囲であること。

カ 兼務する現場代理人は、必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること。

(兼務申請等の手続)

第3条 兼務申請等の手続は次の各号に定めるところによる。

- (1) 受注者は、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務しようとするときは、発注者に対し、現場代理人兼務申請書(別記様式第1号)を提出して承認を受けるものとする。
- (2) 発注者は、申請書の内容について審査し、その結果を現場代理人兼務承認(不承認)通知書(様式第2号)により、受注者へ通知するものとする。
- (3) 発注者は、受注者に対し、前号の審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- (4) 受注者は、兼務しようとする他の工事について発注者の承認が得られないなど、兼務しないこととなった場合は、現場代理人兼務取下書(様式第3号)を発注者に提出するものとする。

(兼務承認の取消し)

第4条 兼務承認の取消しに係る手続及び取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発注者は、次に該当する場合は、現場代理人兼務取消通知書(様式第2号)により、兼務の承認を取り消すものとする。
 - ア 事故等が発生し、又は発生するおそれがあるなど工事現場の適正な運営・取締りに支障があると判断した場合
 - イ アの場合のほか、受注者が第2条に掲げる条件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 受注者は、(1)の規定により取消しを受けた場合において、現場代理人が引き続き発注者の業務を実施することができないときは、新たに現場代理人を配置するものとする。
- (3) 受注者は、(2)の規定により新たに現場代理人を配置するときは、(1)のイによる取消しの場合には通知を受けた日から7日以内に、(1)のイによる取消しの場合には通知を受けた日から14日以内に、それぞれ新たな現場代理人を配置しなければならない。
- (4) 受注者は、新たに現場代理人を配置するまでの期間は、当該工事現場における全ての作業等を中止するものとし、中止により工期内に工事を完成することができないこととなった場合は、約款第45条第1項の適用を受けるものとする。
- (5) 発注者は、受注者が(3)に規定する期限を過ぎてもなお新たに現場代理人を配置しないときは、約款第46条第1項第5号の規定により契約を解除することができる。

附 則

この要領は令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要領は令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1号

現 場 代 理 人 兼 務 申 請 書

年 月 日

(発 注 者)

殿

(受 注 者)

住 所

商号又は名称

代表者名

次の工事について、現場代理人を兼務したいので申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な工事現場の運営・取締りに努めるものとし、監督員からの指示があった場合には速やかに当該工事の現場に向かいます。

現場代理人	氏名		連絡先	(事務所等) (携帯電話)
当該工事				
工 事 名				
工 事 場 所				
当初請負代金額				
工 期	年 月 日～ 年 月 日			
現 場 稼 働 日	年 月 日～ 年 月 日			
監 督 員 氏 名				
現場代理人を兼務しようとする工事 (現在の手持ち工事)				
発 注 機 関 名				
工 事 名				
工 事 場 所				
当初請負代金額				
工 期	年 月 日～ 年 月 日			
現 場 稼 働 日	年 月 日～ 年 月 日			
監 督 員 氏 名				

※ 現場稼働日は、各工事の監督員と協議の上で記入すること。

※ 工程の変更等により工事現場への常駐に支障がでる場合は、監督員と協議すること。

様式第2号

現場代理人兼務承認（不承認・取消）通知書

年 月 日

（受注者）

殿

（発注者）

印

年 月 日付けで申請のあった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、承認します（下記の理由により承認しません。下記の理由により取り消します。）。

記

1 工事名等

- （1）工 事 名
- （2）工 事 場 所
- （3）工 期
- （4）請 負 代 金

2 承認しない（取消しの）理由

※ 不要な部分は削除して作成すること。

様式第3号

現 場 代 理 人 兼 務 取 下 書

年 月 日

(発 注 者)

殿

(受 注 者)

住 所

商号又は名称

代表者名

年 月 日付けで申請を行った、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、
取り下げます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請 負 代 金